

ちば

千葉県子ども・子育て支援プラン2020

令和5年3月中間見直し版

第2期千葉県子ども・子育て支援事業支援計画
新 千葉県次世代育成支援行動計画(後期計画)

千葉県
令和5年3月



目次

第1章	プラン策定にあたって	1
第2章	少子化等の現状及び課題	7
第3章	プランの基本的事項	12
第4章	具体的施策の展開	19
I	安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり	19
1	次代の親となる子ども・若者の育成と支援	19
①	次代の親の育成	19
②	結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援	22
③	若者の自立・就労支援	25
2	健康で安心な妊娠・出産・子育ての環境づくりと負担の軽減	33
①	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援	33
②	安心して妊娠・出産できる環境づくり	35
③	経済的負担の軽減	40
④	ひとり親家庭等の自立支援の推進	43
3	仕事と子育ての両立の推進	49
①	ワーク・ライフ・バランスの推進	49
②	男女が協力して子育てできる環境づくり	52
II	子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自立できる環境づくり	55
4	子どもの健康の保持・増進	55
①	小児医療体制の整備	55
②	子どもの保健対策の充実	58
③	食育の推進	63
5	子どもの生きる力を支える教育の推進	67
①	就学前の子どもの教育・保育の充実	67
②	学ぶ力の向上、健康・体力づくりの推進	70
③	よりよく生きるための道徳教育の充実	74
6	子どもの権利擁護の推進	76
①	人権教育の推進	76
②	児童虐待防止対策の充実	78
③	社会的養育の推進	85
④	いじめ防止対策の推進	90

7	きめ細やかな対応が必要な家庭・子どもへの支援	92
①	子どもの貧困対策の推進	92
②	障害のある子どもへの支援	95
III	地域全体で、子育てを応援し、子どもを守る環境づくり	102
8	地域における子育て支援サービスの充実	102
①	保育所等の整備促進と質の向上	102
②	保育等人材の確保と資質の向上	106
③	多様な子育て支援サービスの充実	111
④	小学生の放課後対応の充実	115
⑤	企業参画による子育て支援	120
9	安全で安心して子育てできる環境の整備	122
①	安心して子育てできる環境の整備	122
②	子どもを犯罪や事故から守る対策の推進	127
③	情報化社会への対応	132
④	地域の力を活用した子育て支援の充実	134
第5章	子ども・子育て支援新制度の推進	140
第6章	施策推進の目標	160
	教育・保育の提供体制の確保に係る市町村(区域)別一覧	166
	用語解説	220
	資料編	
	資料1 プランの推進体制	225
	資料2 プラン策定の経緯	226
	資料3 千葉県子ども・子育て会議委員名簿	228
	資料4 次世代育成支援対策千葉県協議会構成団体等一覧	229
	【参考】各計画関連図	230

※ 「子供」の表記について

固有名詞及びこども基本法に関する記載を除き、原則として本計画の根拠法である子ども・子育て支援法及び次世代 育成支援対策推進法に基づき「子ども」と表記します。

※ 用語解説に解説がある用語について、* をつけました。

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

人口減少・少子高齢化の進展、核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て環境が大きく変化しています。

少子化傾向に歯止めをかけ、千葉の未来、日本の未来を担う子どもたちを育成するためには、子どもの成長に応じて変わる子育て支援のニーズに対応し、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりに社会全体で取り組むことが必要です。

県では、これまで、次世代育成支援対策推進法（平成17年4月施行）に基づき、平成17年3月に千葉県次世代育成支援行動計画を策定し、平成21年度までを前期計画、平成26年度までを後期計画として取組を進め、さらに、次世代育成支援対策推進法の改正（平成26年4月）により、同法の有効期限が10年間延長されたことに伴い、平成27年11月に「新 千葉県次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、次世代育成支援に関する取組を進めてきたところです。

また、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法による「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行され、県では、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を広域的・専門的立場から支援する「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を平成27年3月に策定（平成29年度中間見直し）し、取組を進めてきたところです。

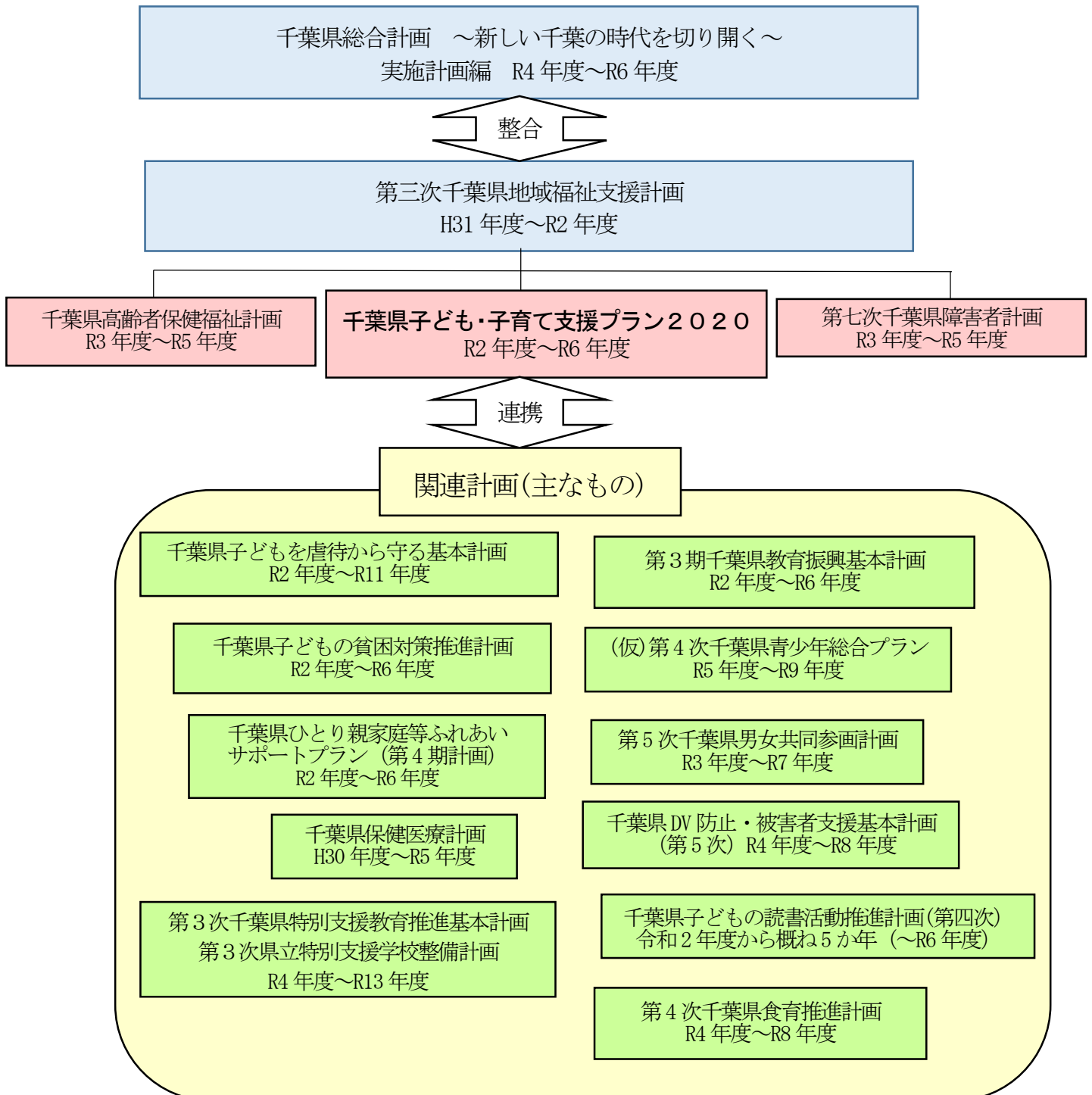
このような中、国においては「新・放課後子ども総合プラン」策定（平成30年9月公表）や児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しのほか、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正（令和元年10月施行）に伴い、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針が改正されました。

県では、引き続き、関係機関、団体、民間事業者等が一体となって子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策を総合的かつ計画的に取り組んでいくため、子ども・子育て支援法に基づき市町村が行う幼児期の教育・保育等の提供体制の計画的な整備を支援する「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づき子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現に向けた子どもと子育て家庭への支援に関する施策の方向性や目標を定めた「新 千葉県次世代育成支援行動計画（前期計画）」とを継承する一体的な計画として、「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」を策定することとしました。

2 プランの位置づけ

令和4年度 中間見直し

子ども・子育て支援法第62条第1項の規定による県の子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策推進法第9条第1項の規定による県の行動計画を「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」として、一体的に策定するものであり、「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」や「第三次千葉県地域福祉支援計画」をはじめ、県の関連諸計画との整合を図ります。



3 プランの期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 達成状況の点検・評価、見直し

令和4年度 中間見直し

本プランは、毎年度、プランに基づく施策の実施状況などを点検・評価の上、公表します。また、本プランは3年目（令和4年度）を目安として見直しを行うこととされており、今回、令和5年3月に中間見直しを行いました。このほか、社会情勢の変化等により実態とのかい離が生じた場合においては、必要に応じて随時見直しを実施していきます。

5 プランにおける定義

(1) 「子ども・若者」

このプランが対象とする「子ども・若者」は、特にただし書きがない限り、乳幼児、児童、生徒、青少年から自立して生計を営む前の若者まで幅広く含んだ概念として使っています。

(2) 「親」

このプランが対象とする「親」は、妊娠している段階から子育てが始まっていると捉え、妊娠中から自立して生計を営む前の若者の保護者を含めた概念として使っています。

(3) 「地域」

このプランが対象とする「地域」は、ベビーカーを押して行ける程度の生活圏における「身近な他人による支え合い」共同体を基本に、さらに働く場を含めた概念として使っています。

6 市町村との連携

子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策は、児童福祉、母子保健、教育、生活環境等の各分野にまたがるものであり、関係部局が連携して、部局横断的に取り組むことが必要です。その上で、県と市町村が連携・協働して、県民をはじめ、関係機関、団体、民間事業者等と一体となって取り組むことが重要です。

○ 県の役割

県は、子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策を進めるに当たって、市町村の主体性・地域性を尊重し、市町村の実情に応じた必要な支援を行います。

- ・市町村が取り組む、子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策推進のための基盤整備
- ・市町村の圏域を越えて広域的に取り組むべき事業や市町村での対応が困難な技術的・専門的に取り組むべき事業の実施、広域的な観点からの市町村間の調整
- ・先駆的・モデル的に実施すべき事業
- ・地域における子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進に向けた人材育成・資質向上
- ・民間団体、事業主等が子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進に向けて実施する事業の支援などを行います。

○ 市町村の役割

住民にもっとも身近な自治体である市町村は、子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の中心的な実施主体として、住民の多様なニーズを把握し、そのニーズを踏まえ、各施策を推進する必要があります。

- ・市町村圏域内の地域における子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進
- ・住民のニーズに対応した子育て支援環境の整備
- ・地域における子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進に向けた人材育成・資質向上
- ・民間団体や事業主等が子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進に向けて実施する事業の支援などを推進することが期待されます。

○ 県と市町村との連携の確保に向けて

- ・市町村が地域の実情に応じた取組や創意工夫が図れるよう、必要な情報の提供や情報共有に努めるとともに、市町村における取組を支援します。
- ・市町村と協働して、地域住民のニーズや地域の課題の把握に努めます。
- ・先駆的な事業やモデルとなる事業を積極的に支援するとともに、県内広域的に行うべき事業を実施します。
- ・市町村間で調整が必要な事項については県で調整を行います。
- ・国・県・市町村それぞれの役割分担を踏まえ、国における取組が必要なものについて、制度の創設や財源措置などを国へ要望します。

(1) 新型コロナウイルス感染症に見る緊急事態（パンデミック等）への対応について

国の基本的対処方針によれば、保育所等については感染が拡大している中においても社会的機能の維持のため、原則開所することが求められているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の保育所等においても園内で感染が拡大し、全部休園、一部休園といった対応を取らざるを得ない状況となりました。

そのため、感染防止対策を徹底し原則開所することを前提としつつ、やむを得ず休園する場合にも、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するための対策を講ずることが求められるとともに、新型コロナウイルス感染症に限らず、将来新たな感染症等が発生・流行することも十分想定され得ることから、未知の感染症がまん延した場合の対応についても検討する必要があります。

(2) こども基本法の制定について

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会」を目指すことを明示し、それに向けて「こども施策を総合的に推進すること」を目的として、子ども基本法が制定され、地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました（令和5年4月1日施行）。

こども基本法では、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を定めるよう努めるものとするとしており、「こども計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の整合性を図る必要があります。

(3) 児童福祉法の改正について

令和4年6月、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、児童相談所に関しては、一時保護開始時に裁判所による司法審査が導入されるほか、各種措置の際の児童の意見聴取や一時保護施設の設備・運営基準に係る条例の整備等が新たに義務付けられました。

改正法は、一部の規定を除き、令和6年4月から施行されるため、国の動向を注視しつつ、限られた時間の中で、条例制定や施設の整備、職員の確保・育成など、体制を整えていくことが課題となります。

また、改正法では、市町村におけるこども家庭センターの設置等、これまでの組織や事業について見直しを行うなど、市町村における実施事業についても影響があるため、県としては、市町村に対して制度の周知のほか整備に向けた支援を行っていく必要があります。

(4) ヤングケアラーが抱える課題について

ヤングケアラーとは法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

県では令和4年7月～8月にかけてヤングケアラー県内実態調査を初めて実施しました。その結果、世話をしている家族が「いる」と回答した小学6年生が14.6%、中学2年生が13.6%、高校2年生が10.5%となり、令和2年度から3年度にかけて実施された国による全国実態調査より高い数値となりました。ヤングケアラーは家庭内の問題であることから発見しにくく、かつ、複合的な課題を抱えていることが多いと言われています。多機関の連携によって早期発見から適切な支援へ繋げることが重要な課題となっています。

(5) 人口減少地域における保育の在り方について

これまでの県の保育政策は、都市部を中心とする待機児童問題への対応を主軸として、保育の量的拡充と保育の質の向上を両輪として進めてきたところです。

国の交付金等を活用し、県単独の上乗せを行って施設整備を進めた結果、令和4年4月1日現在の待機児童数は250人、県内40市町村で待機児童はゼロとなっています。

一部の地域で量的拡充等の保育需要に応じた対策は引き続き必要ですが、人口減少地域では、子どもの数だけでなく生産年齢人口も減少していく中で、いかにして小学校就学前の児童に良質な保育を提供し続けていくことができるのか、そのために重要な役割を果たす保育所等を地域社会のために欠かせない社会インフラとしてどのように維持していくのかが大きな課題となっています。

(6) 幼児教育・保育の質の充実について

幼稚園・保育所等における幼児教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、幼稚園・保育所等を整備するとともに、関係者が共通理解を持って主体的・継続的・協同的に幼児教育・保育の質を確保・向上させていくことが重要です。

また、不適切な保育に関する対応を含め、幼児教育・保育の質を担保する必要があります。

加えて、送迎用バスへの児童の置き去りや保育所等での不適切な保育といった事案が全国的に発生しており、園内外の活動において児童の安全を確保することが保育の質の充実を図る上で、必要です。

第2章 少子化等の現状及び課題

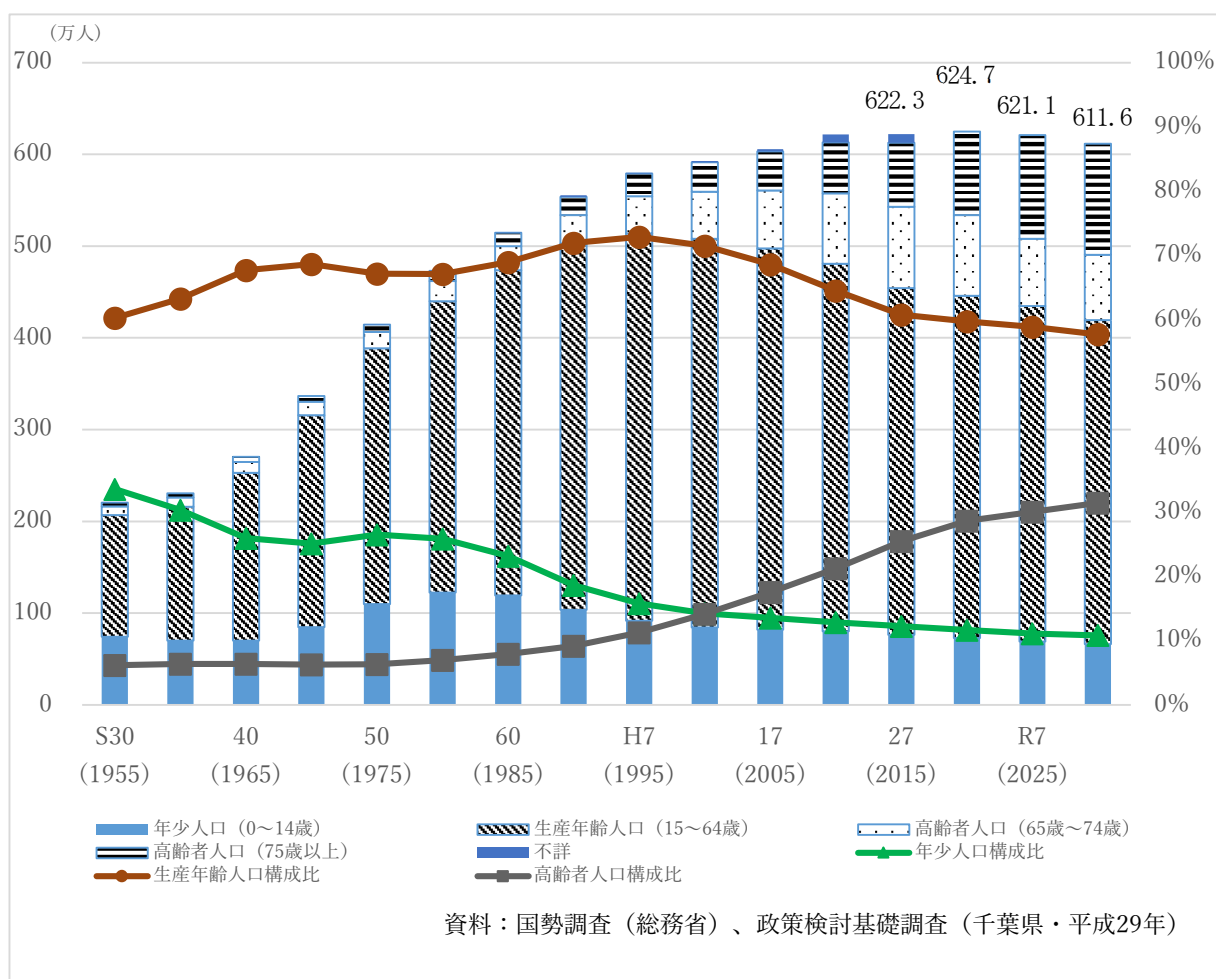
○ 千葉県の将来人口推計

我が国では、人口減少が進む中、千葉県の人口は平成27年（2015年）で約622万3千人で全国人口の4.9%を占め、全国で6番目に多くなっています。

千葉県の将来推計人口は、平成29年に本県が実施した調査によると、令和2年（2020年）には624万7千人となりますが、その後は、これまでの増加傾向から減少傾向に転じ、令和7年（2025年）には621万1千人、令和12年（2030年）には611万6千人まで減少することが予想されています。

また、今後の人口を年齢区別にみると、年少人口（14歳以下）や生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方で高齢者人口（65歳以上）は増加すると見込まれています。

図1 人口及び年齢区別の構成比の推移【千葉県】

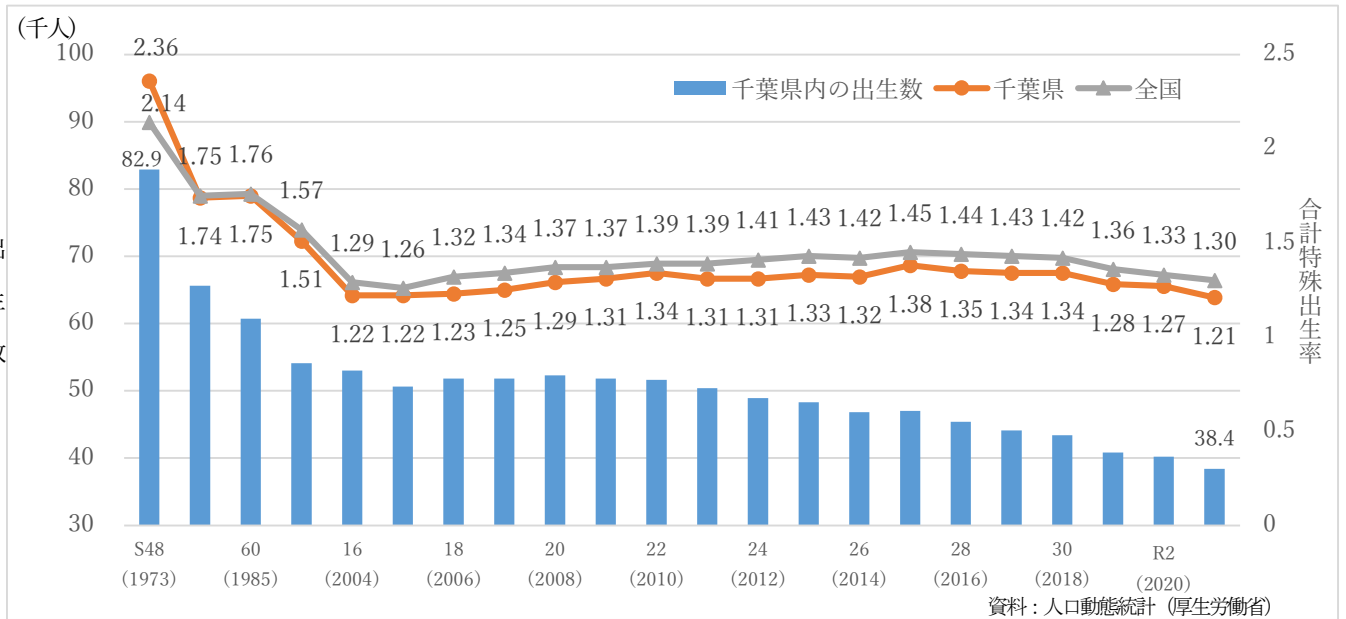


○ 少子化の進行

本県の出生数は、第二次ベビーブームのさなかの昭和48年（1973年）の8万2,960人をピークに減少傾向が続き、令和3年（2021年）には3万8,426人となっています。

合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの数の推計値）は、昭和51年（1976年）に2.0を下回り、昭和60年（1985年）以降は全国平均を下回っています。令和3年（2021年）は1.21（全国1.30）であり、依然として少子化傾向に歯止めはかかっています。

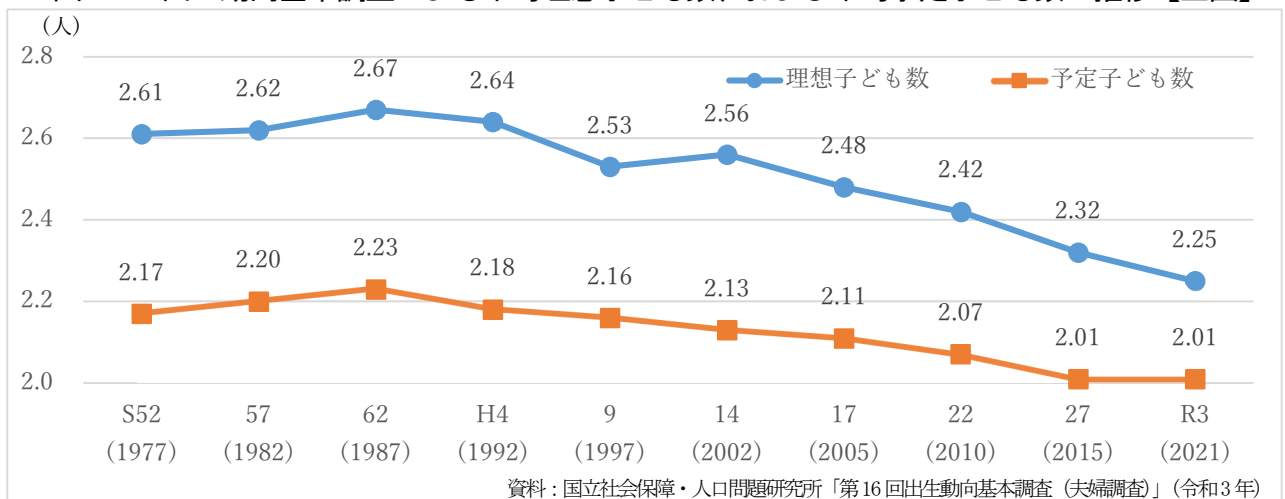
図2 出生数と合計特殊出生率の推移【全国・千葉県】



○ 理想子ども数、予定子ども数ともに減少傾向

国立社会保障・人口問題研究所が令和3年（2021年）に実施した調査によれば、夫婦にたずねた理想的な子ども数は、前回調査2.32人を下回り2.25人となりました。また、夫婦が実際に持つ予定の子ども数も昭和62年（1987年）以降、減少傾向が続いています。

図3 出生動向基本調査による平均理想子ども数、および平均予定子ども数の推移【全国】

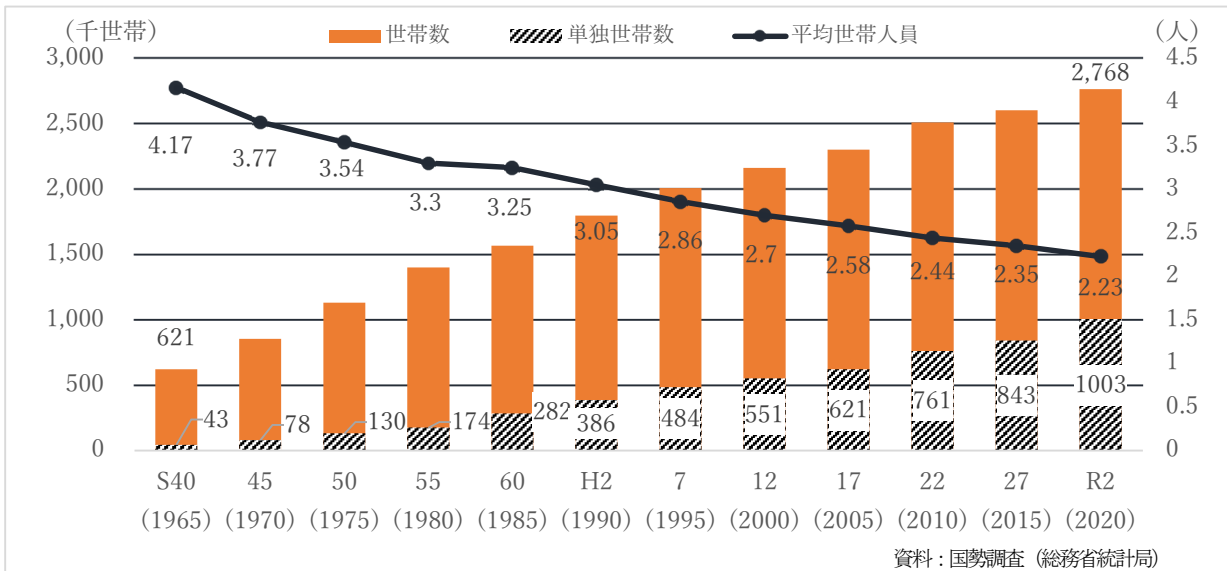


○ 世帯の小規模化の進展

昭和40年（1965年）には、本県の平均世帯人員は4.17人で、世帯数は約62万1千世帯、単独世帯数は約4万3千世帯で、単独世帯の占める割合は約7%でした。

以降、平均世帯人員の減少と単独世帯数の増加が進み、令和2年（2020年）には平均世帯人員2.23人、世帯数は約276万8千世帯、単独世帯数は約100万3千世帯となり、全世帯の約36%は単独世帯となっています。

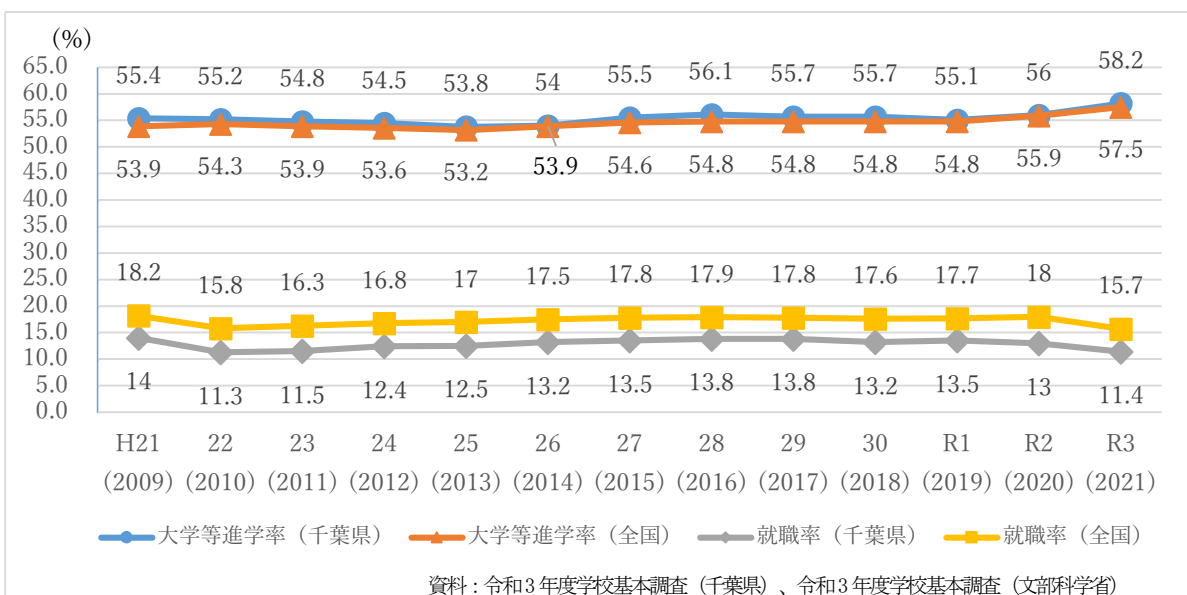
図4 平均世帯人員及び世帯数の推移【千葉県】



○ 高校卒業後の進路状況

本県の令和3年（2021年）3月の高等学校卒業者は4万8,202人で、大学等進学率は58.2%、就職率が11.4%となっています。大学進学率は増加傾向、就職率は減少傾向にあります。

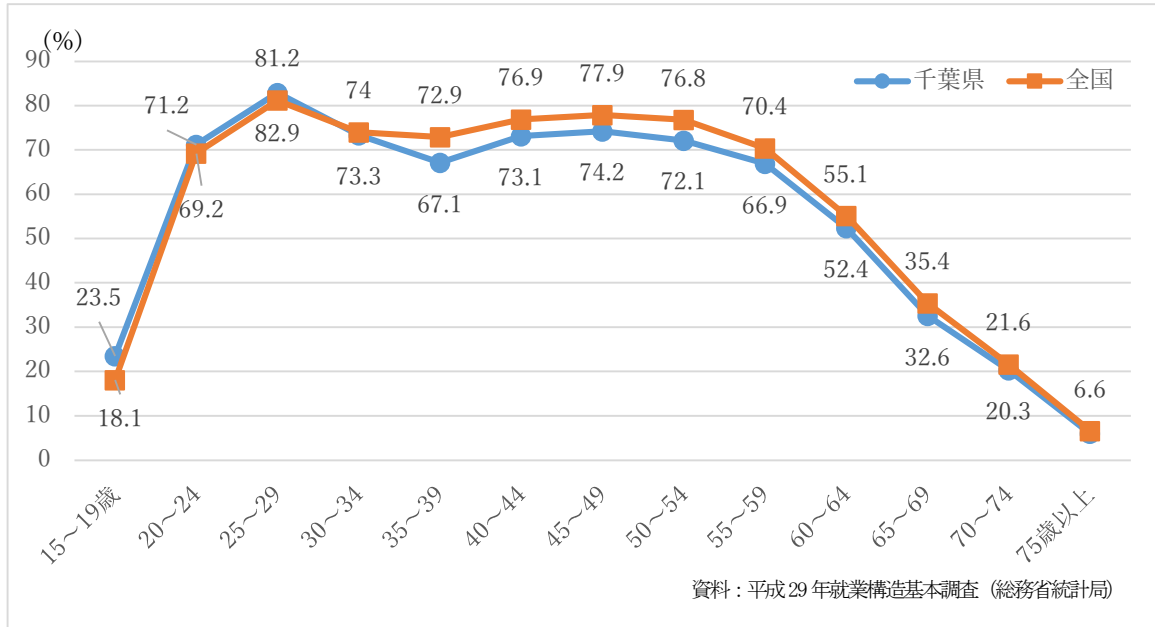
図5 高等学校卒業者の進路の状況【全国・千葉県】



○ 女性の年齢階級別有業率

女性は、出産・子育て期に離職することが多く、女性の年齢階級別有業率を見ると本県における35～39歳の女性の有業率が67.1%であるように、35～39歳で谷となり、20歳代後半と40歳代後半が山になるM字型カーブを示しています。

図6 女性の年齢階級別有業率【全国・千葉県】

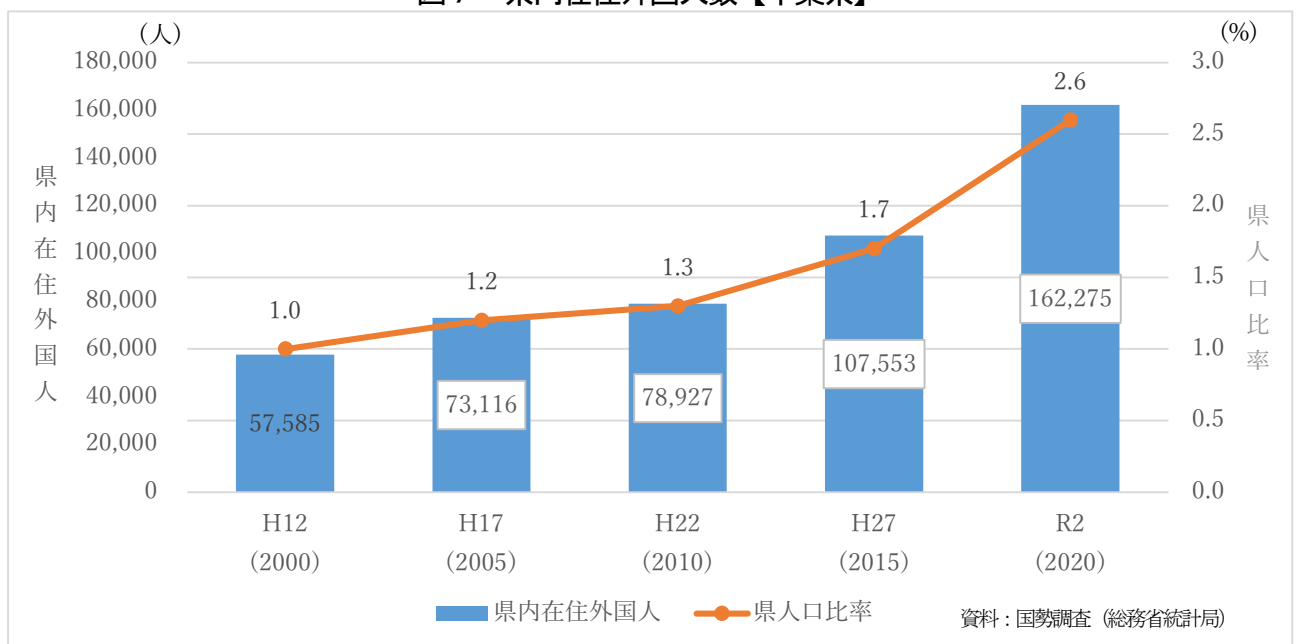


○ 県内在住の外国人数

令和4年度 中間見直し

令和2年（2020年）の県内在住外国人数は16万2,275人であり、平成27年（2015年）に比べて5万4,722人増加し、県人口の2.6%を占めており、増加傾向となっています。

図7 県内在住外国人数【千葉県】



○ 少子化のもたらす影響

少子化のもたらす影響は、経済面では、労働力人口の減少と経済成長への影響などが懸念されます。また、家族の形態の変容や地域社会の変容など様々な面で懸念されています。将来にわたり、持続的な経済と地域社会の発展を実現するためには、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）* の理念を踏まえつつ、関係機関が連携して、子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に取り組んでいくことが必要です。

第3章 プランの基本的事項

1 基本理念

子どもは地域の宝 すべての子どもと子育て家庭の育ちを 地域の人みんなで支える

私たちは「子どもを地域の宝として、すべての子どもと子育て家庭の育ちを地域の人みんなで支える」子育てを実現したいと考えています。具体的には、地域にいる人同士がお互いに顔見知りになって、子どもや子育て、あるいは地域のために輝いている自分に気づき、関わり合い、学び合い、皆が子どもを愛し、子どもは皆から愛されていると実感できるような、そんな地域社会の中で子育てを実現したいのです。

子育ての第一義的責任は、父母その他の保護者にあることは言うまでもありませんが、これに併せて、地域社会は、これから親になる人や子育て中の人や親として育つことを支えるという大きな役割を担っています。

また、「子は鎧（かすがい）」と言われるますが、文字どおり、子どもが本来持つ魅力を存分に活用し、子どもを中心に、地域の人と人、異なった世代間をつないでいくことができるのです。子どもを同じ時代を生きる仲間として捉え、子ども自身が地域社会の一員として参加、参画していく機会が必要です。

【基本理念のイメージ】



2 基本的視点

基本理念の実現のために、3つの基本的視点を立て、取り組みます。

(1) 子ども一人ひとりの権利の尊重

子どもを権利の主体として、子どもの意見や意思を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりの利益が最大限に尊重されるよう配慮する視点

(2) すべての子どもと子育て家庭を支援

多様化する子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るニーズに対応できるよう、柔軟かつ総合的に、すべての子どもと子育て家庭を支援していく視点

(3) 地域全体で支える子育て

保育・子育てに関する専門的知識を持つ人材ばかりでなく、地域への貢献を希望する高齢者等様々な人々が地域の担い手となり、地域全体で子どもの成長を支えていく視点

(1) 子ども一人ひとりの権利の尊重

「子どもの権利」は、すべての子どもが有するものであり、平成6年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」では、大人と同様ひとり人間としての人権を認め、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を守るよう定めています。

平成28年には児童福祉法において子どもが権利の主体として位置付けられ、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての児童が適切に養育され、その生活が保障されること、心身の健やかな成長・発達や自立等が保障されること等の権利を有することが明確化されました。

様々な施策の中で、子どもを権利の客体として捉えるだけでなく、権利の主体として尊重するとともに、子ども自身が自分がかげがいのない存在であると感じ、自立していけるよう、子どもの意見や意思を尊重するための取組を進めることが必要です。

子どもを一人の人間として尊重し、子どもにとって何が一番よいか、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりにとっての利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子ども自身が生まれてよかったと思える環境づくりが重要です。

(2) すべての子どもと子育て家庭を支援

人は一人ひとり違った環境で生まれ育ち、個々の家庭を取り巻く状況もそれぞれです。国際化の進展により、多文化、多国籍化が進んでいます。子どもの最善の利益を基本として、それぞれの子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分に対応できるよう、きめ細やかな支援体制をつくる必要があります。

また、核家族化の進展、女性の社会進出、価値観の多様化等に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るニーズも多様化しています。

多様なニーズに対応できるように、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題も踏まえ、子育て家庭の視点に立って、すべての子どもと子育て家庭を柔軟かつ総合的に支援する取組を進めていくことが必要です。

(3) 地域全体で支える子育て

少子化・核家族化の進展とともに、孤立感や閉塞感で行き場のない子育てをしている親たちを支える必要があります。特に、子育て等に関する知恵、技術の伝承がなく、親としてのモデルをもっていない親の子育てに対する不安や負担を解消するため、子育てを孤立化させない取組や、支え合いの場を身近に用意することが必要です。

幼稚園教諭や保育士といった子育てに関する専門的知識を持つ人材ばかりでなく、子育て活動を行うNPO、子育てサークル、自治会をはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会や障害者等に対するサービスを提供する民間事業者のほか、地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦等の様々な人々が地域の担い手となり、すべての子どもと子育て家庭を支援していくことが必要です。

地域が抱える課題を地域住民がそれぞれ持つ力を持ち寄り、互いに支え合い、安心して暮らせるよう、地域住民自らが主体となった取組が必要です。

福祉の枠を越え、住宅や道路、就労、教育、環境など、様々な分野が互いに連携し、次世代育成支援の取組を進めていく必要があります。

～私たちの目指す社会～

子ども・若者

- ・ すべての子どもが社会の一員として尊重され、生まれてよかったと思える社会。
- ・ 地域社会での様々な活動に参画し、生命の大切さ、家庭を築くことの大切さの理解を深め、自立した若者へ成長できる社会。
- ・ 個々のニーズに即した支援策を選択できる社会。

親

- ・ 自己の価値観に即した生き方で、結婚や妊娠・出産、子育ての希望がかなえられる社会。
- ・ 安心して子どもを生み、子育ての喜びを実感できる地域社会。
- ・ 地域が子育ての喜びを共有し、子育てしているすべての家庭を応援する社会。

地域社会

- ・ 世代を超えて、いろいろな人たちが相互に関わり合いながら、子どもを地域の宝として、すべての子どもと子育て家庭の育ちを地域のみinnで支える社会。

3 柱

基本的視点に沿って、本プランで推進すべき3つの柱を次のとおり定めます。

- I 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり
- II 子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自立できる環境づくり
- III 地域全体で、子育てを応援し、子どもを守る環境づくり

I 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり

- 子どもを生み育てることの意義や家庭の役割について学ぶ機会の充実等を図り、次代の親を育成するとともに、子どもや若者が社会的にも経済的にも自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 結婚や妊娠・出産の希望をかなえるため、各ライフステージに応じた支援を行います。
- 母子共に健康で安心して子育てできるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築のほか、母子保健体制や周産期医療体制の充実に努めます。
- 子育て世帯にとって負担となっている教育費や医療費などの経済的負担の軽減等を図るとともに、ひとり親家庭等が自立した生活ができるよう支援します。
- ワーク・ライフ・バランスの推進等により、仕事と生活のバランスの取れた働き方の実現を目指します。

II 子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自立できる環境づくり

- 子どもの心と体の健やかな成長が守られるよう、小児医療体制の整備や子どもの保健対策の充実、食育の推進を図ります。
- 子どもが自立した若者へと成長できるよう、人格形成の基礎を培う教育・保育の充実を図るとともに、学ぶ力の向上や健康・体力づくりの推進、道徳教育の充実を図ります。
- 人権教育を推進するとともに、いじめ防止対策の推進を図ります。
- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、児童相談所の体制・機能を強化、関係機関との円滑な連携体制構築のほか、地域全体で子育て家庭を見守る仕組みづくりを進めます。また、家庭における養育が困難な児童については、里親委託等を推進します。
- 現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を目指し、子どもの貧困対策を推進します。
- 障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、地域における療育支援体制の構築を図ります。また、障害のある子どもの家族が問題を抱えこむことがないように、在宅支援の推進を図ります。

Ⅲ 地域全体で、子育てを応援し、子どもを守る環境づくり

- 待機児童の解消に向け、保育所等の整備を促進するとともに、保育の質の向上を図ります。また、保育現場で働く人材を確保するとともに、保育士等の資質の向上に取り組みます。
- 多様な子育て支援サービスや小学生の放課後対応の充実を図るとともに、企業や商店に子育て支援に積極的な参加などを促し、県民全体で子育てを支援する気運の醸成を図ります。
- 居住環境の整備やバリアフリー化の推進を図り、安心して子育てできる環境の整備を進めます。
- 犯罪や事故から子どもを守るための取組を推進するとともに、進展する情報化社会の中で、インターネットのトラブルから子どもを守るための取組を推進します。
- 子育て中の家庭が孤立することなく、安心して子育てができるよう、地域の力を活用し、地域全体で子育てを支援する意識の高揚を図ります。また、地域の子育て支援拠点等と連携し、地域の交流の場づくりを推進します。

4 プランの施策体系

基本理念

子どもは地域の宝 すべての子どもと子育て家庭の育ちを 地域のみんなで支える

基本的視点

○ 子ども一人ひとりの権利の尊重

子どもを権利の主体として、子どもの意見や意思を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりの利益が最大限に尊重されるよう配慮する視点

○ すべての子どもと子育て家庭を支援

多様化する子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るニーズに対応できるよう、柔軟かつ総合的に、すべての子どもと子育て家庭を支援していく視点

○ 地域全体で支える子育て

保育・子育てに関する専門的知識を持つ人材ばかりでなく、地域への貢献を希望する高齢者等様々な人々が地域の担い手となり、地域全体で子どもの成長を支えていく視点

3つの柱

I 安心して
妊娠・出産し、
ゆとりをもって
子どもを育てられる
環境づくり

II 子どもが愛情に
包まれて健やかに
成長し、自立できる
環境づくり

III 地域全体で、
子育てを応援し、
子どもを守る
環境づくり

